

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年10月23日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年12月8日（神奈川県公報号外第53号）神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く3箇所（既報告の78箇所を除く。）に係る3事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財産経営部財産経営課	平成29年8月30日（平成29年7月25日職員調査）	（要改善事項） 総務局財産経営部財産経営課では、価格改定年度がうるう年である場合の普通財産の貸付料算定方法の見直しを行っていたが、その周知が十分でなかった。 （以下平成29年12月8日（神奈川県公報号外第53号）神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)②のとおり。）	要改善事項については、「平成30年度第1回財産取扱主任研修会」の資料にうるう年における普通財産の貸付料の算定方法及び計算例を記載するとともに、研修会において、当該資料に基づき説明し、周知した。また、研修参加者以外に対しても、研修資料を庁内掲示板等に掲載し、広く周知した。

(2) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
緑政部自然環境保全課	平成29年8月23日（平成29年7月10日職員調査）	（要改善事項） 環境農政局緑政部自然環境保全課が実施している鳥獣保護対策調査の対象地域が、第11次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の基本方針等に沿ったものとなっていなかった。	要改善事項については、平成30年4月27日付けで、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センターに、平成30年度から、城ヶ島におけるクロサギ生息状況調査の実施及び

		た。 (以下平成29年12月8日(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)③のとおり。)	結果の提供を依頼した。
--	--	---	-------------

(3) 企業庁

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
水道部計画課	平成29年7月24日(平成29年5月19日及び同月26日職員調査)	(要改善事項) 「水道工事の土留工に用いる軽量鋼矢板の賃料の算定に関する件」 水道工事の土留工に用いる軽量鋼矢板の賃料の算定に当たり、供用日数の算出に用いる休祭日係数及び降雨係数について、長期間にわたり、固定した数値としていた。 (以下平成29年12月8日(神奈川県公報号外第53号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3 監査の結果 4(2)⑥のとおり)	要改善事項については、実態に即した供用日数となるよう、供用日数の算出に用いる休祭日係数及び降雨係数を過去5年間の実績が反映されたものに改善し、平成30年4月1日に「水道工事積算基準及び標準歩掛表」を改正し、各所属に周知を行った。